



秋田県公報

目 次

規 則

○秋田県行政組織規則の一部を改正する規則(八四・総務課).....1

規 則

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十九年十二月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第八十四号

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則

秋田県行政組織規則(昭和五十六年秋田県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

- 一 第三条第二項の表中「施設調整課」を削る。
- 二 第六条大会総務課の項第四号を次のように改める。
- 三 大会の施設の整備に関すること。
- 四 大会の運営に関すること。
- 五 大会の競技に関すること。
- 六 大会の式典に関する事。
- 七 大会の式典に関する事。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十年一月一日から施行する。
- 2 (経過措置)
平成十九年十二月三十一日において総務企画部国体・障害者スポーツ大会局施設調整課に勤務を命じられていた職員は、別に人事異動の発令がされないときは、平成二十年一月一日をもって同局大会総務課に勤務を命じられたものとする。

3 (秋田県財務規則の一部改正)
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「国体・障害者スポーツ大会局(以下「局」という。内各課についての課長専決事項」及び「局内各課についての課長専決事項」を「国体・障害者スポーツ大会局大会総務課長専決事項」に改め、同項第一号の表の備考一中「(一)」を「国体・障害者スポーツ大会局における(一)」に、「局について」を「規定」に、「あるのは」を「あるのは、」に改める。

第六条第三項中「局が」を「国体・障害者スポーツ大会局が」に、「主務課長」を「大会総務課長」に改め、同条第五項中「主務課長」を「大会総務課長」に改める。

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 0187-660005
FAX 0187-660005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄